

平成27年度 事業報告書

平成27年度（以下「本年度」という。）においては、当協会の主要な事業である商事仲裁及び商事調停について、付託された事件を迅速・的確かつ効率的に処理するとともに、各制度の普及促進に向けた調査・研究及び啓発活動等を関係諸機関とも連携協力して積極的に推進した。仲裁事件の申立件数は、21件（対前年度比50%増）で前年度実績を大幅に上回った。

また、もうひとつの主要事業であるカルネの発給・保証事業を実施することにより、国際的な商業活動及び文化活動の発展に寄与した。カルネ事業の発給件数は、8,236件（対前年度比3.4%増）で前年度実績を上回るものとなった。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁、調停、斡旋及び相談事業等

1. 仲裁

(1) 仲裁事件の申立て等

仲裁の申立件数は、対前年度比50%増の21件であったが、件数が増加しただけでなく、被申立人に対する請求金額が多額に及ぶ案件が多かったため仲裁収益も大幅に増加した。

また、前年度よりの継続事件が26件で、合計47件の仲裁事件を取り扱った。そのうち13件について仲裁判断がなされ、9件は取下げにより終了した。この結果、平成28年度への継続事件は、25件となった。内訳等は、次のとおりである。

① 仲裁申立件数

年 度	件 数
27	21
26	14

② 当事者の国籍（取扱い47件の内訳）

申立人		被申立人	
国 / 地域	人数	国 / 地域	人数
日本	37	日本	30
韓国	5	韓国	6
中国(香港を含む)	4	中国(香港、マカオ含む)	3
米国	2	タイ	3
シンガポール	2	台湾	3

申立人		被申立人	
国 / 地域	人数	国 / 地域	人数
クウェート	1	米国	2
インドネシア	1	ドイツ	2
英領ヴァージン諸島	1	英領ヴァージン諸島	2
タイ	1	インド	2
サウジアラビア	1	アラブ首長国連邦	1
メキシコ	1	パキスタン	1
チリ	1	サウジアラビア	1
		クウェート	1
		スペイン	1
		ブラジル	1

③ 契約類型（取扱い47件の内訳）

契約類型	件数
物品売買	14
継続的売買	12
ライセンス	7
建設請負	6
その他	8

④ 申立案件の請求金額区分

請求金額	件数
1000万円未満	1
1000万円以上 5000万円未満	3
5000万円以上 1億円未満	1
1億円以上 10億円未満	8
10億円以上 100億円未満	1
100億円以上	4
金額のない請求	3

(2) 国際仲裁シンポジウム・国際会議への参加

平成27年11月22日に神戸で開催された神戸大学法学研究科主催の国際仲裁シンポジウム「アジアにおける国際仲裁の未来に向けて」に当協会理事が出席した。

(3) 協力協定の締結

平成27年6月23日に、ボゴダ商工会議所仲裁調停センターと、ADR推進のために両機関が相互に協力することを約した協力協定を締結した。

当協会が外国のADR機関と締結した協力協定の累計は49となった。

2. 調停

(1) 国内商事調停規則に基づく調停事件の申立て

申立事件なし。

(2) 国際商事調停規則に基づく調停事件の申立て

申立事件なし。

3. 斡旋

本年度に受理した事件はなかった。

4. 各種相談の件数

国際取引契約や商事仲裁等に関する相談・問い合わせの合計件数は、東京本部及び大阪、神戸の各事務所で271件であった。

また渉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京本部、大阪事務所及び名古屋事務所において毎月開催しているが、その相談件数は、合計25件であり、東京本部及び大阪事務所において開催している中国専門法律相談の合計件数は、15件であった。一方、東京本部及び大阪事務所への商事調停に関する相談・問い合わせの合計件数は、3件であった。

5. 仲裁手続きに関する申立

(1) 手続諮問委員会への諮問

係属中の仲裁事件において、規則第24条3項に定める仲裁人の開示義務に関し、当事者と仲裁人との間にその解釈について争いが生じたため、当協会は、「手続諮問委員会」に諮問し、それを踏まえ規則第4条に基づき解釈を示した。

(2) 仲裁人報償金審査委員会

係属中の仲裁事件において、仲裁人より、当協会が仲裁人報償金規程（以下「規程」という。）第3条第2項に基づき決定した仲裁人の時間単価等は妥当でなく、事件の規模、複雑さ等を理由に単価の引上げのほか、処理時間の上限等の規定を不適用

とすべきであるとして、規程第6条第1項に基づき仲裁人報償金審査委員会に対し申立てがなされた。同委員会は、規程第6条第2項に基づき、時間単価の逡減規定の一定の延長を認め、その余の申立を退ける決定を行った。

II. 調査研究及び普及活動等

1. 調査研究等

(1) 図書、文献等の収集

国内外の商事仲裁及び国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を図った。

(2) 国際取引研究会の開催

当協会会員をメンバーとする「国際取引研究会」を開催し、製造委託契約を成功裏に導くための国際法務上の留意点等をテーマに、会員相互による調査・研究を行った。

2. 普及活動

(1) 中堅・中小企業への仲裁制度の普及啓発の強化

①政策支援機関との協力

海外展開に関心があり、又は展開中の中堅・中小企業に的を絞って、ピンポイントで啓発普及させる試みを開始した。具体的には、政策支援機関のトップに直接面談のうえ協力を要請。

<要請した政策実施機関（順不同）>

(a) 日本商工会議所（三村明夫会頭、中村利雄専務理事）

(b) 日本貿易振興機構（JETRO）（石毛博行理事長）

(c) 日本政策金融公庫（注）（黒田篤郎中小企業事業本部長）

（注）中小企業金融公庫、国民金融公庫、農林漁業金融公庫が統合。

(d) 商工組合中央金庫（杉山秀二社長）

(e) 全国商工会連合会（乾敏一専務理事）

(f) 経済産業省（豊永厚志中小企業庁長官）

(g) 日本貿易保険（坂東一彦理事長）

②提案の内容

(a) 各機関において中堅・中小企業を対象として、海外展開（貿易、投資等）の政策支援・相談を担当する職員に対して、仲裁制度の研修を実施。

(b) 各機関においてこれまで海外展開の政策支援・相談を実施した中堅・中小企業に対して、仲裁制度の関連PR資料を送付。（今後実施する中堅・中小企業にも同様の措置）また、各機関のメルマガに協会のHP（仲裁関連）をリンクする。

(c) 各機関が主催する中堅・中小企業を対象とするセミナー（海外展開関連）について、講師を派遣する。

③これまでの成果

(a)日本貿易振興機構 / 日本貿易保険

- ・海外展開に関心を示す地方の企業を対象に海外ビジネスのリスク事例、貿易保険及び商事仲裁の普及啓蒙を行うため、当協会を含め3団体が協力して全国主要都市でセミナーを開催することを決定。
- ・貿易投資相談に従事する職員・アドバイザー等を対象とした「商事仲裁に関する内部セミナー 国際仲裁制度の概要と仲裁条項のドラフティング上の留意点」(平成28年3月17日開催)への講師派遣。

(b)日本政策金融公庫

- ・営業担当職員向けの内部研修会(平成27年11月4日開催)への講師派遣。
- ・同公庫のメルマガに、仲裁の紹介記事を掲載(平成27年12月25日配信)。

(c)日本商工会議所

- ・20大都市商工会議所国際担当部長会議(平成27年12月14日開催)の出席者に対し、仲裁の普及啓発活動関係の資料を配付。
- ・上記国際担当部長会議に出席した各地商工会議所の協力を得て仲裁資料の配付。

(d)全国商工会連合会

- ・内部研修用の仲裁資料(「国際取引紛争の解決に欠かせない仲裁制度とは?」及び「国際仲裁の事例」)を提供。

(e)株式会社商工組合中央金庫

- ・営業担当職員が、海外展開に関心を示す顧客に説明するための仲裁説明資料を提供。

(f)中小企業庁

- ・メルマガ(「e-中小企業ネットマガジン」の「海外展開ニューズレター」)に、仲裁の紹介記事を掲載(平成28年1月6日配信)。
- ・中小企業基盤整備機構作成の「中小企業のための海外リスクマネジメントガイドブック」に仲裁についてのコラム(国際仲裁の成功例)を掲載。同ガイドブックは経済産業省中小企業庁及び中小企業基盤整備機構のホームページに掲載(平成28年3月14日)。

なお、平成28年度においても引続き、上記各機関に対し積極的に働きかけ、仲裁啓発普及のため内部研修会や外部向けセミナーへの講師派遣等を行う予定である。

(2) 国際商事仲裁・調停推進事業の実施

①国際商事仲裁・調停関連セミナーの開催

当協会単独又は他機関との共催により、国際商事仲裁・調停制度の普及啓発を図る

ため、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。セミナーは、別紙参考資料1の通り。

② 国際商事仲裁・調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

各地の商工会議所をはじめ、関係機関に対する仲裁・調停制度の普及啓発に向け、説明機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。派遣先の詳細は、別紙参考資料2の通り。

③ 「模擬国際仲裁日本大会」開催への協力

仲裁の有用性についての学生及び社会一般の認知度高揚と仲裁専門家の育成のため学生対抗の第9回模擬国際仲裁日本大会が、平成28年2月21日に同志社大学（京都）で開催（主催：国際商取引学会（会長：斎藤彰神戸大学教授）、協賛：公益社団法人日本仲裁人協会関西支部及び当協会大阪事務所等）され、当協会は大会運営に協力を行った。

(3) 国内ADR推進事業の実施

① PRパンフレット類頒布、関係機関広報誌掲載、講師派遣等による普及活動

ADR法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争の未然防止やADRを含む紛争解決制度の概要等を広くPRするため、PRパンフレット類を関係機関に送付するとともに、各地商工会議所他関係機関等主催の説明会・講習会・セミナー等に役職員を派遣するなどの普及活動を行った。

② 法律調停相談日の開催

ADRの普及促進を図るため、東京商工会議所の協力を得て中小企業相談センター窓口専門相談の中に、毎月1回弁護士によるADR相談を含む仲裁に関する法律相談日を設けて個別案件に対応した（45件）。

③ 調停人養成教材による普及活動の実施

経済産業省から委託を受けて作成した「調停人養成教材（基礎編）、（中級編）（法的知識編）」（DVD）の貸出しなどを通じ、その普及に努めた。

④ ADR関係機関との連携・協力の実施

公益社団法人日本仲裁人協会、一般財団法人日本ADR協会、国際商業会議所日本委員会（ICC-J）の諸事業への参加、協力などを行った。

(4) 機関誌「JCAジャーナル」の発行

商事仲裁・商事調停と商取引の実務・法務に関する専門誌「JCAジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配布した。我が国企業も多数進出しているアジア地域の仲

裁機関について紹介した連載の他、中国における外国仲裁判断に対する司法監督について連載するなど、アジア及び中国における仲裁事情について説明した。また、TPP発効後は益々重要となる投資協定仲裁についても更なる啓蒙を図るため、事例研究の連載を継続するなどし、内容の充実に努めた。

(5) 英文広報紙「JCAA Newsletter」の発行

海外に向けて我が国における ADR の動きを発信するとともに、当協会の活動を PR するため、10月に「JCAA Newsletter」第34号、3月に第35号を発行し、海外の ADR 関連機関を中心に配布した。

(6) ホームページによる情報発信

ホームページ (<http://www.jcaa.or.jp>) を通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に提供した。

3. 講習会等の開催

商事紛争、取引契約、その他各国・地域の仲裁事情などを主なテーマにした講習会を、東京（開催数7回、延べ受講者数137名）、大阪（同6回、同234名）、名古屋（同3回、同274名）、神戸（同1回、同64名）の各事務所単位で、（開催数合計：17回、延べ受講者数：709名参加）開催した。開催状況の詳細は、別紙参考資料3の通り。

Ⅲ. カルネ事業

1. 全カルネ発給実績

本年度も楽器、自動車、撮影機材等の高額申請やアパレル、レース関連が多数の申請があり、8月に前年の大型イベントの反動による落ち込みはあったものの、全体として発給状況は概ね順調に推移した結果、対前年度比で件数は3.4%増、収入は4.3%増の実績を示した。

	発給件数					収入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(円)	対前年比(%)
4月	96	347	171	614	114.6	17,770,250	111.8
5月	101	422	133	656	105.1	20,439,520	110.1
6月	164	368	188	720	101.8	19,654,760	92.9
7月	151	334	181	666	116.8	21,002,640	124.6
8月	95	289	263	647	85.5	19,367,890	82.9
9月	150	356	243	749	99.7	22,158,340	93.3
10月	126	381	195	702	93.2	22,514,280	103.8
11月	108	352	165	625	127.8	18,868,850	129.4
12月	131	306	113	550	97.5	17,252,030	101.2
1月	132	444	186	762	98.7	22,508,500	100.4
2月	161	342	264	767	102.7	21,249,000	102.3
3月	145	350	283	778	111.5	25,677,690	115.8
計	1,560	4,291	2,385	8,236	103.4	248,463,750	104.3

2. ATA カルネ

(1) ATA カルネ発給実績

本年度は、3年ぶりに4月に対前年比プラスでスタートした。その後、8月に前年の大型イベントの前年度の反動減等があったものの、年間を通じて概ね順調に推移した結果、対前年度比で発給件数は3.4%増、収入は4.7%増となった。

	発給件数					収入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(円)	対前年比(%)
4月	89	326	160	575	113.4	16,806,530	111.0
5月	95	412	130	637	106.9	19,924,140	112.8
6月	159	356	182	697	102.0	18,994,860	93.1
7月	142	313	165	620	117.2	19,476,860	130.8
8月	89	276	251	616	84.6	18,404,780	82.1
9月	144	343	239	726	100.3	21,225,110	92.4
10月	117	368	182	667	93.2	21,581,240	105.0
11月	98	334	148	580	126.1	17,448,210	127.7
12月	127	292	103	522	97.4	16,119,120	99.3
1月	128	428	183	739	99.6	21,853,520	102.2
2月	153	320	259	732	101.7	20,226,940	100.9
3月	139	331	271	741	113.1	24,586,680	119.4
計	1,480	4,099	2,273	7,852	103.4	236,647,990	104.7

(2) ATA カルネ保証実績

- ①当協会発給カルネで外国保証団体に立替払いした金額：14,457 千円（59 件）
- ②外国発給カルネで本邦税関に立替払いした金額：12,858 千円（66 件）

(3) ATA カルネ加盟国

インドネシア(5月)が加わり、加盟国は 75 の国/地域に拡大した。

3. SCC カルネ（台湾向けカルネ）

(1) SCC カルネ発給実績

SCC カルネは、ATA カルネに比べて発給件数が少ないために、月別の前年比は件数、収入とも変動が大きいものとなっている。本年度は、件数は増加したものの、収入は減少した。

	発給件数					収入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(円)	対前年比(%)
4月	7	21	11	39	134.5	963,720	127.7
5月	6	10	3	19	67.9	515,380	57.9
6月	5	12	6	23	95.8	659,900	89.6
7月	9	21	16	46	112.2	1,525,780	77.7
8月	6	13	12	31	106.9	963,110	101.4
9月	6	13	4	23	85.2	933,230	120.9
10月	9	13	13	35	94.6	933,040	83.3
11月	10	18	17	45	155.2	1,420,640	153.8
12月	4	14	10	28	100.0	1,132,910	140.5
1月	4	16	3	23	76.7	654,980	63.3
2月	8	22	5	35	129.6	1,022,060	139.4
3月	6	19	12	37	86.0	1,091,010	68.8
計	80	192	112	384	103.2	11,815,760	96.3

(2) SCC カルネ保証実績

当協会発給カルネで台湾保証団体に立替払いした金額：1,091 千円（1 件）

4. カルネ制度の普及・広報活動

(1) ATA カルネリーフレットのリニューアル。

(2) 日本商工会議所発行「会議所ニュース」及び月刊誌「石垣」に継続して PR 広告を掲載。

(3) 大阪商工会議所発行「大商ニュース」に ATA カルネの PR 広告を掲載（6 月、2 月）。

(4) JETRO 大阪に ATA・SCC カルネパンフレット及び申請書類一式を備置（6 月、2 月）。

IV. 個人情報保護規程など当協会の業務運営に係る基礎的諸規程の整備

1. 個人情報保護規程（平成 27 年 9 月 1 日施行）

当協会は、個人情報のストックが常時、1 万件を超え、個人情報保護法（平成 15 年制定）の行政庁の命令等行政処分規制対象事業者（5 千件以上）に該当するため、新たに規程を整備するとともに、不要な個人情報の計画的廃棄を実施。

<主たる内容>

- ① 協会が取得する個人情報の範囲と利用目的を限定（特に、源泉徴収票など機微性が高い個人情報を徴収するカルネ事業については、協会が取得する個人情報の範囲と利用目的をHPで公表）
- ②個人情報の安全管理
- ③個人情報の第三者への提供の原則禁止（機関誌の会員等への発送等業務に係る外部委託は、事前の承認制とし、個人情報保護に関する協定を締結した業者に限定）
- ④個人情報の廃棄の方法（漫然と保有していたカルネ事業の個人情報を計画的に廃棄。廃棄の外部委託の場合は契約を締結し溶解・焼却の方法に限定）

2. マイナンバー管理規程（平成 27 年 9 月 1 日制定）

当協会が取得する必要があるマイナンバーの対象は、①常勤役職員（報酬給与の税務、社会保険関係に必要）ほか、②謝金等を支払う機関誌の執筆者、相談事業の弁護士等（謝金等の税務に必要）であり、上記 1 の個人情報に比して数は限定的。一方、個人の資格でカルネの発給申請をする者から徴収する所得証明書について、マイナンバー不記載の書類（記載されている場合はマスキングで削除したもの）に限定し、不必要なマイナンバーを受領しないよう措置。

<主たる内容>

- (1) 東京本部及び大阪事務所において管理担当者を各一名指定し、これら者が各事務所におけるマイナンバーの取得から廃棄までを一元的に管理。
- (2) 当協会が取得するマイナンバーの対象者及び利用目的を限定（それ以外の者からマイナンバーを受領することを禁止）。
- (3) 管理担当者が遵守すべき取得から廃棄までの詳細かつ厳格なルールを設定（マイナンバー事務を処理する専用PCは、外部及び事務所内の他のPCから遮断（所謂スタンドアローン。未使用時は金庫内で保管））。
- (4) 協会職員の違反行為（マイナンバー情報への不正アクセス等管理担当者の安全管理の妨害行為や漏えい等）に対しては、就業規程の懲罰の適用を明示。

3. 事務局組織規程の一部改正（平成 27 年 8 月 19 日）

当協会の主たる事務所である東京事務所のいわば本社機能を明確化するために、必要な規定を整備するとともに、業務処理の統一方針の策定等を行った。また、東京事務所を東京本部に名称変更した。

4. 商事仲裁規則の一部改正（平成 27 年 12 月 10 日）

商事仲裁規則（以下「規則」という。）は、平成 26 年 2 月 1 日、全面改正され、同日より施行されているが、多数当事者仲裁における仲裁人（仲裁人が 3 人の場合）の選任

に關すること（規則第29条第7項）及び仲裁申立てが取り消された場合の費用負担に關すること（規則第83条第2項）に必要な規定が欠けていたため、所要の改正を行った。

V. 首都直下型地震等大規模災害への対応のための防災計画（東京本部）の緊急策定

（平成27年7月31日制定）

首都圏におけるM7級の直下型地震の発生に備えて、東京都は、

1. 東京都震災対策条例(平成12年)に基づき、都内事業者に事業所防災計画の策定を求めるとともに、
2. 東日本大震災を機に制定された東京都帰宅困難者対策条例（平成25年）に基づき、上記計画において、従業員の一斉帰宅抑制と3日分の食糧等の備蓄などを措置するよう求めている。

当協会は、職員の生命身体の安全を確保するとともに、上記要請に適切に対応するため、防災計画(東京本部)を策定するとともに、必要物資の備蓄などを所要の対応を図った。

＜主たる内容＞

- ①安否確認の方策・ルール(携帯電話、メール、災害掲示板の活用)
- ②常勤役職員(派遣職員等を含む)＋3割増し(注)(来所者支援用)の備蓄物資の確保((注)都のガイドラインでは1割増し)
- ③東京都の一斉帰宅抑制要請(3日間)に対して事務所内での待機要請
- ④事務所内待機が不能のケースに備えて、災害時退避場所(千代田区指定の皇居東御苑・北の丸公園)への誘導。
- ⑤解除後の徒歩帰宅ルートの確認(帰宅支援マップ、ヘルメットを全員に予め支給)

なお、大阪事務所についても東京本部に準じた防災計画を策定し(平成27年9月14日)、備蓄物資の確保等所要の措置を講じた。

VI. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第22回(通算第116回)理事会：平成27年5月13日開催(書面表決)

【決議事項】第7回定時社員総会の招集(開催)の件

(2) 第23回(通算117回)理事会：平成27年6月16日開催(場所：東京国際フォーラム)

【決議事項】

第1号議案 平成26年度事業報告(案)および決算(案)について

第2号議案 平成26年度公益目的支出計画実施報告書(案)について

第3号議案 新入会員の承認について

(3) 第24回(通算118回)理事会：平成27年6月16日開催(場所：東京国際フォーラム)

【決議事項】

- 第1号議案 代表理事（理事長）の選任について
- 第2号議案 顧問の推薦について

(4) 第25回（通算119回）理事会：平成27年12月10日開催（場所：如水会館）

【報告事項】

- 報告事項1 平成27年度（4月～11月）の業務報告について
- 報告事項2 「首都直下地震等大規模災害への対応のための防災計画（東京本部）」の策定について
- 報告事項3 当協会のBCP（事業継続計画）における電子情報システムの在り方について（検討中）

【決議事項】

- 第1号議案 商事仲裁規則の一部改正について
- 第2号議案 個人情報保護法への対応及びマイナンバー法施行に向けた諸規程の制定について
- 第3号議案 特別顧問の推薦について
- 第4号議案 新入会員の承認について

2. 総 会

第7回（通算第63回）定時社員総会：平成27年6月16日開催（場所：東京国際フォーラム）

【報告事項】

- 報告事項1 平成26年度事業報告について
- 報告事項2 平成26年度公益目的支出計画実施報告書について

【決議事項】

- 第1号議案 平成26年度決算（案）について
- 第2号議案 理事及び監事の補欠選任について

VII. 会員等状況

1. 会 員

平成28年3月末現在の正会員数は、589社（平成27年度入会：13社、同年度退会：28社、前年度比：15社減）であり、賛助会員数は29名（平成27年度入会：3名、同年度退会：4名、前年度比：1名減）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、理事29名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問5名、顧問5名、参与4名であった。

VIII. 附属明細書

- ・該当事項なし

別 紙

IX. 参考資料

1 国際商事仲裁・調停関連のセミナーについて

1) 「アジア仲裁の最新動向を知る」

(日本仲裁人協会関西支部・大阪商工会議所との共催)

(平成27年6月4日)

内容 日本、シンガポール、香港、中国、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、タイを中心に、発展著しいアジアにおける仲裁の実務上の留意点を解説。

講演

テーマ：「アジア仲裁の最新動向 - シンガポール、香港、中国、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、タイを中心に -」

講師：Dominic Roughton 氏 (ハーバート・スミス・フリーヒルズ外国法事務弁護士事務所)

講師：Christopher Hunt 氏 (ハーバート・スミス・フリーヒルズ外国法事務弁護士事務所)

パネルディスカッション

テーマ：「対アジア企業との仲裁における実務上の留意点」

パネリスト：上記講師2名

児玉実史氏 (弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業)

大貫雅晴 (当協会理事・大阪事務所長)

コーディネーター：豊島ひろ江氏 (弁護士、中本総合法律事務所)

参加者：法曹関係者、企業関係者等、101名

2) 「知っておきたい国際仲裁制度—国際ビジネス紛争の解決のための基礎知識—」

(平成27年7月23日)

内容 国際ビジネス紛争の解決に欠かせない仲裁制度の特徴や仕組みを概説するとともに、国際契約で規定する仲裁条項のドラフティング上の留意点について分かり易く解説。

講師：中村達也 (当協会仲裁部長兼調停部長、国土舘大学法学部教授)

参加者：経営幹部、管理職、実務担当者等71名

3) 「仲裁機関関係者が語る日中仲裁の内実—SHIAC 仲裁手続を知る—」

(日本仲裁人協会関西支部・大阪商工会議所・上海国際仲裁センターとの共催)

(平成27年9月16日)

内容 当協会と上海国際仲裁センター (SHIAC) との仲裁手続を深く掘り下げて比較することで、対中国企業との仲裁による紛争解決に関する実務上の留意点を解説。

講演

テーマ：「SHIAC 仲裁の現状」

講師：黄文氏（上海国際仲裁センター（SHIAC）副秘書長）

テーマ：「JCAA 仲裁の現状」

講師：大貫雅晴（当協会理事・大阪事務所長）

パネルディスカッション

テーマ：「日中仲裁手続の実際 - 仲裁人の選任、手続言語、審理手続、仲裁手続中の和解 - 」

パネリスト：上記講師 2 名

高槻史氏（弁護士、大江橋法律事務所）

コーディネーター：小林和弘氏（弁護士、大江橋法律事務所）

参加者：法曹関係者、企業関係者等 1 2 1 名

4) 「国際商事調停のすすめ」

（日本仲裁人協会関西支部・大阪商工会議所との共催）

（平成 2 7 年 1 2 月 2 日）

内容 国際商事調停の実務と留意点を、国際商事調停の実例や、仲裁・裁判との違いも踏まえて解説。

講演

テーマ：「国際商事調停の実務－海外での mediation と日本の国際商事調停」

講師：手塚裕之氏（弁護士、西村あさひ法律事務所）

テーマ：「国際調停手続を有効に活用するための留意点および国内アドホック調停の可能性について」

講師：茂木鉄平氏（弁護士、大江橋法律事務所）

パネルディスカッション

テーマ：「国際商事調停のすすめ」

パネリスト：上記講師 2 名

井垣太介氏（弁護士、西村あさひ法律事務所）

大貫雅晴（当協会理事・大阪事務所長）

コーディネーター：小林和弘氏（弁護士、大江橋法律事務所）

参加者：法曹関係者、企業関係者等 8 2 名

5) 「ユーザーの視点から見た国際仲裁の実践的対応－模擬仲裁ビデオ・教材を使用した準備手続会の実践的解説を含めて－」

（日本仲裁人協会関西支部・大阪商工会議所との共催）

（平成 2 8 年 2 月 4 日）

内容 ビデオ教材を利用しながら、実践的な準備手続会合と仲裁に特有な論点（仲裁条項の範囲、文書開示、秘匿特権等）について解説。

講演

テーマ：「模擬国際仲裁ビデオと教材を利用した研修の実際 - 実践的な準備手続会の進め方を含めて」

講師：高取芳宏氏（弁護士、オリック東京法律事務所・外国法共同事業）

パネルディスカッション

テーマ：ユーザー視点から見た国際仲裁への実践的対応－訴訟との違い、証拠

開示・秘匿特権等も交えて」

パネリスト：上記講師 1 名

大貫雅晴（当協会理事・大阪事務所長）

パネリスト兼コーディネーター：児玉実史氏（弁護士、北浜法律事務所・外国
法共同事業）

参加者：法曹関係者、企業関係者等 74 名

2 国際商事仲裁・調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣について

[（ ）内は主催団体]

- 1) 「はじめての海外展開セミナー」（平成 27 年 4 月 24 日）（横浜商工会議所、日本貿易振興機構横浜貿易情報センター、横浜市経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団）
- 2) 「これだけは知っておきたい国際取引の基礎知識」（平成 27 年 10 月 10 日）（滋賀県司法書士会）
- 3) 「これだけは知っておきたい国際取引の基礎知識」（平成 27 年 10 月 15 日）（京都貿易協会）
- 4) 「職員（融資担当者）の研修会」（平成 27 年 11 月 4 日）（日本政策金融公庫）
- 5) 「ウイーン売買条約と貿易契約実務講座」（平成 27 年 11 月 18 日）（東京商工会議所）
- 6) 「商取引上の紛争解決手続（仲裁・調停等）について」（平成 27 年 12 月 16 日）（法務省法務総合研究所）
- 7) 「英文契約の基礎知識」（平成 28 年 2 月 25 日）（大分県貿易協会）
- 8) 「貿易契約とトラブル対応」（平成 28 年 2 月 26 日）（大分県貿易協会）
- 9) 「国際仲裁講義」（平成 28 年 3 月 2 日）（金融財務研究会）
- 10) 「外国企業とのビジネスや契約書について知ろうーこれだけは知っておきたい国際取引の知識ー」（平成 28 年 3 月 10 日）（神戸商工会議所）
- 11) 「商事仲裁に関するジェトロ内部セミナー 国際仲裁制度の概要と仲裁条項のドラフティング上の留意点」（平成 28 年 3 月 17 日）（日本貿易振興機構）

3 講習会等の事務所別開催状況について

東京 ○「英文契約書実務入門」（平成 27 年 5 月 14 日、参加者：36 名）

講 師：仲谷栄一郎氏（弁護士）

- 「アジア新興国における知財ビジネス実務対策」（平成27年6月5日、参加者：11名）

講 師：岩井久美子氏（弁護士）

- 「国境を越えた情報管理・サイバーセキュリティー訴訟・コンプライアンスのための戦略的対応策」(平成27年7月9日、参加者：8名)

講 師：高取芳宏氏（弁護士）、矢倉信介氏（弁護士）

- 「日系企業の中国における買収・再編・撤退のビジネス実務－現地最新 M&A 法実務を中心に－」（平成27年9月17日、参加者：21名）

講 師：劉新宇氏（中国弁護士）

- 「国際売買契約書の実務－類似契約（販売・代理店契約、OEM 契約）の説明を含む－」（平成27年10月15日、参加者：22名）

講 師：仲谷栄一郎氏（弁護士）

- 「国際共同開発契約書の実務－秘密保持契約、開発委託契約の説明を含む－」（平成27年11月12日、参加者：18名）

講 師：仲谷栄一郎氏（弁護士）

- 「中国におけるビジネス紛争の法務と解決」（平成27年12月3日、参加者：21名）

講 師：中川裕茂氏（弁護士）

- 大 阪 ○「海外販売店契約書作成の基本実務－トラブル予防のためのドラフティングと実務対応－」（平成27年4月21日、参加者：51名）

講師：大貫雅晴（当協会理事）

- 「中国における商業賄賂防止の最新実務－現地弁護士から学ぶ賄賂と接待・贈答との境界」（平成27年5月26日、参加者：37名）

講師：劉新宇氏（中国律師）

- 「英文契約によるリスクマネジメント入門－交渉準備から契約書の作成、契約後のマネジメントまで－」（平成27年7月16日、参加者：62名）

講師：児玉実史氏（弁護士）

- 「英文貿易売買契約のドラフティング実務」（平成27年10月22日、参加者：26名）

講師：大貫雅晴（当協会理事）

- 「今から始める海外合弁事業の契約入門－合弁事業成功のためのリスクマネジメント－」（平成27年11月19日、26名）

講師：小林和弘氏（弁護士）

- 「国際技術ライセンス契約の基本実務－特許・ノウハウの実施許諾と英文契約書作成の基本」（平成28年3月15日、32名）

講師：大貫雅晴（当協会理事）

- 名古屋 ○「輸出入実務セミナー」（平成27年5月14日～15日、参加者：151名）

講師：高橋靖治氏（日本貿易振興機構認定アドバイザー）

- (公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)
- 「秋季貿易実務セミナー」(平成27年12月8日、参加者：48名)
- ・国際取引契約セミナー
- 講師：鮎澤多俊氏(東大手法律事務所所長)
- (公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)
- 「外国為替実務セミナー」(平成27年12月9日、参加者：75名)
- 講師：林辰彦氏(㈱三菱東京UFJ銀行国際業務部 中部室長)
- 竈 経啓氏(同行名古屋外為業務室次長)
- 五十嵐明菜氏(同行輸出課主任)
- (公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)

- 神戸 ○「海外に製品を売りたい中小企業のリスク対策入門」セミナー
- (平成28年3月10日、参加者：64名)
- 講師：大貫雅晴(日本商事仲裁協会理事・大阪事務所長)

平成27年度 決算報告書

決算の概要

本年度の経常収益は、396百万円で対前年度比62百万円の大幅増となる一方、経常費用は、319百万円で対前年度比8百万円減少となった。その結果、当期一般正味財産増減額（当期純利益）は、対前年度比64百万円増の47百万円となった。

本年度は、当期純利益が、前年度の赤字から黒字に転換したが、増収増益の要因の大部分は、仲裁事業の増収によるものである。

（1）収益の状況

仲裁収益は、前年度に比べて53百万円増収の94百万円（対前年度比129.2%増）となった。

仲裁事業が大幅な増収となったのは、前年度と比較して、申立件数が大幅に増加したことに加え、被申立人に対する請求金額が多額に及ぶ申立てが多かったことによる。

カルネ収益は、前年度に比べて10百万円増収の248百万円（対前年度比4.3%増）となった。

カルネ事業は、8月に前年の大型イベントの反動減があったものの年間を通じて概ね順調に推移したため、平成21年度以降では最も高い収益となった。

（2）費用の状況

費用は、上述のとおり仲裁、カルネの主要事業の件数が増加するなど当協会の事業活動が拡大する中で、各種経費の節減に努めた結果、前年度に比べて8百万円減少の319百万円（対前年度比2.6%減）となった。